

盛岡市保健所整備方針

平成 18 年 7 月

盛 岡 市

< 目 次 >

1	趣旨	1
2	中核市移行と保健所設置	1
3	地域保健の現状	1
	(1) 岩手県盛岡保健所の概要	
	(2) 盛岡市の保健衛生行政	
4	保健所の業務	2
5	保健所設置の基本方針	2
	(1) 保健衛生行政の中核機能	
	(2) 盛岡市総合計画及び新市建設計画における位置付け	
	(3) 保健所の設置箇所	
	(4) 保健所の設置時期	
6	保健所の施設	3
	(1) 保健所施設	
	(2) 検査施設	
	(3) 犬等の抑留、処分施設	
	(4) 整備スケジュール	
7	保健所の組織等と職員の確保	4
	(1) 保健所の組織体制	
	(2) 保健所業務に必要な職員及び職種	
	(3) 職員の確保	
	(4) 附属機関	
資料 1	保健所の業務	6
資料 2	保健所組織の概念図	9
資料 3	保健所設置に必要な職種	10

1 趣旨

この整備方針は、盛岡市が保健所を設置するに当たっての基本的な方向性を明らかにしようとするものである。

2 中核市移行と保健所設置

盛岡市は、平成 18 年 1 月 10 日の玉山村との合併により中核市の要件（人口 30 万人以上）を満たすこととなったため、平成 20 年 4 月の中核市移行に向けて準備を行っている。

中核市制度は、平成 6 年の地方自治法の改正により生まれた制度で、ある程度の規模や能力を持つ比較的大きな都市に、住民に身近な事務を数多く移譲し事務権限を強化するもので、中核市への移行により、事務手続の迅速・効率化が進むとともに、きめ細かな行政サービスの提供が可能となり住民サービスが向上するものである。

地域保健法では、中核市は保健所を設置することと定められているため、中核市移行と同時に、市保健所を設置するものである。

3 地域保健の現状

(1) 岩手県盛岡保健所の概要

現在、県の保健所は、10 保健所 2 支所 1 出張所体制となっている。

盛岡保健所の所管区域は、盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡となっている。

盛岡保健所は、企画管理課、医薬予防課、健康福祉課、児童家庭課、障害保健課、衛生課及び環境課の 7 課で構成され、職員は盛岡地方振興局（保健福祉環境部）との兼務である。

(2) 盛岡市の保健衛生行政

昭和 53 年国において展開された第一次国民健康づくり運動を背景に、全国的に健康づくりの場として市町村保健センターの設置が推進された。

本市においても、昭和 54 年市保健センターを設置し、健康相談、健康教室、健康診査等の保健活動の拠点として、乳幼児から高齢者に至る市民の健康の保持、増進に努めてきたが、平成 4 年の旧都南村との合併以降、都

南地区に2つの地区保健センターを設置するなど、地域保健法の趣旨に沿い、地域住民一人ひとりの健康の保持、増進を図る総合的な保健サービスの提供の場として大きな役割を果たしてきた。

また、昭和51年に開設した市夜間急患診療所は、昭和62年、増設された市保健センターに併設され、年中無休で応急的な診療を行い、初期、二次、高次の三層からなる救急医療体制の中にあつて、夜間における初期救急医療の確保に努めている。

なお、昭和23年に開設された市立病院は、平成11年に移転新築され、18診療科を備えた公的医療機関として、地域医療の確保と保健衛生の向上に寄与している。

4 保健所の業務

保健所は、地域保健法第6条及び第7条に基づき、資料1に掲げる事項について必要な事業を行う。

5 保健所設置の基本方針

(1) 保健衛生行政の中核機能

市保健所には、市の保健衛生行政の中核施設として、食中毒、感染症等により市民の生命、健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態に対し、健康被害の発生予防対策、健康被害者の医療確保、原因究明等の専門的かつ技術的な健康危機管理機能が求められている。このことから、これらの機能に、従来の保健センターが担ってきた、健康相談、保健指導及び健康診査など市民に身近で利用頻度の高い機能を取り込み、効率的で効果的なサービスを提供し、地域の保健衛生分野の一層の充実を図ることとする。

(2) 盛岡市総合計画及び新市建設計画における位置付け

盛岡市総合計画においては、施策の柱「信頼される質の高い行政」のうち、「自治の確立を目指す取組みの強化」の施策の一つとして保健所の整備を進めることとしており、設置後における保健所の運営に当たっては、施策の柱「いきいきとして安心できる暮らし」のうち、「健やかに暮らせる健康づくりの推進」、「地域をリードする医療体制の確立」及び「みんなで支

える子育て支援の展開」の各施策の実現に資する事業展開を図るものである。

また、玉山村との合併に伴う新市建設計画においては「保健所設置事業」を主要事業の一つと位置付けており、合併特例債を活用した施設整備を行うこととしている。

(3) 保健所の設置箇所

市保健所は、盛岡保健所や市保健センターを現在利用している母子、高齢者等の市民や事業者の利便性を考慮するとともに、中心市街地の賑わいを確保するため、市中心部に設置する。具体的には、バスセンターや官庁街に隣接する市内神明町の旧競馬会館ビルを取得改修し、整備する。

(4) 保健所の設置時期

市保健所の設置時期は、中核市移行と同時の平成 20 年 4 月 1 日とする。

6 保健所の施設

(1) 保健所施設

市保健所施設については、次により設置することとする。

ア 市民の健康の保持増進が一層図られるよう、保健衛生サービスを総合的に提供できる施設とする。

イ ユニバーサルデザインの視点に立った誰もが利用しやすい施設とする。

ウ 建物内の配置

- ・ 1 階は、健康に関する情報提供や、血圧測定器を置くなど、市民が気軽に立ち寄ることができる開放スペースとする。
- ・ 2 階及び 3 階は、乳幼児の健診など市民に身近な保健サービスを提供し、併せて、2 階の一部に夜間急患診療所を配置する。
- ・ 4 階は、栄養指導室や研修室等を配置する。
- ・ 5 階から 7 階は、各課の事務室や理化学検査、細菌検査の設備を有する検査室、相談室等を配置する。
- ・ 玄関前に駐車スペースを設け、不足分については、近隣の民間駐車場の有効利用で対応する。なお、地下については公用車の駐車場とする。

(2) 検査施設

保健所は、食品の収去検査、食中毒に関する検査など食品衛生関係検査、公衆浴場等の水質検査、家庭用品、廃棄物等の環境衛生関係検査のほか、感染症に関する検査など、市民の生命、健康を守るための検査を行うこととされている。

市保健所では、食品衛生法に基づく食品検査施設を設置するほか、公衆浴場、遊泳用プールの水質検査や、食中毒、感染症の発生など緊急時への対応に備えた検査機器を整備するものとする。

また、高度で専門的な技術や機器を要する検査については、県内各保健所の検査業務を行っている県環境保健研究センターに、エイズ・肝炎等の抗体検査については、民間の検査機関にそれぞれ委託する方向で、関係機関との協議を進める。

(3) 犬等の抑留、処分施設

狂犬病予防法に基づく犬の抑留及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬・ねこの引取り等に係る犬等の抑留・収容施設については、県の施設を借用し、これら業務についても、県に委託する方向で検討を行っている。

(4) 整備スケジュール

	H18												H19												H20				中核市移行・保健所開所
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
取得手続（議会議決）	●																												
基本・実施設計		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
耐震診断		●	—	—	●																								
契約手続（議会議決）												●																	
改修工事												●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●		
機械器具等整備																											●		

7 保健所の組織等と職員の確保

(1) 保健所の組織体制 [資料 2]

市保健所の組織体制は、保健所設置に伴い県から移譲される事務及び既に市で実施している事務を体系的、円滑に遂行するため、市保健所に保健センター機能を取り込み、次の考え方を基本に、総務、健康管理、保健予

防、生活衛生の4部門の体制とする。

ア 市民の利便性に配慮すると同時に、簡素で効率的な組織体制とする。

イ 保健福祉部内の組織とし、福祉部門との有機的な連携を図る。

ウ 市の保健衛生行政の中核施設と位置付け、医療・福祉分野における関係機関等との密接な連携体制を構築する。

エ 地域の健康危機管理の中心的役割を担い、感染症・食中毒等の緊急事態にも迅速・的確に対応できる組織とする。

(2) 保健所業務に必要な職員及び職種〔資料3〕

市保健所には、地域保健法施行令の規定による、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士のうち必要と認める職員及び他の法令の定めるところにより必要な職員を置くこととする。

(3) 職員の確保

保健所業務は、専門的な知識や技術、経験を要するものが多く、専門職員の確保に努める必要がある。しかし、設置当初から必要な職員をすべて確保するのは困難なことから、当分の間、県から職員派遣等の支援を受けるとともに、段階的に派遣を解消し、中核市保健所としての自立した保健所運営を目指すこととする。

また、開設後の業務を円滑に遂行するため、県と協議しながら、計画的な派遣及び実務研修を実施し、職員の養成に努めることとする。なお、平成18年度は、事務職1名、保健師1名を県に派遣しているところである。

(4) 附属機関

保健所の設置に伴い必要となる附属機関については、関係法令の規定に基づき協議会を設置し、必要な審議を行うものとする。

保健所の業務

(1) 対人保健業務

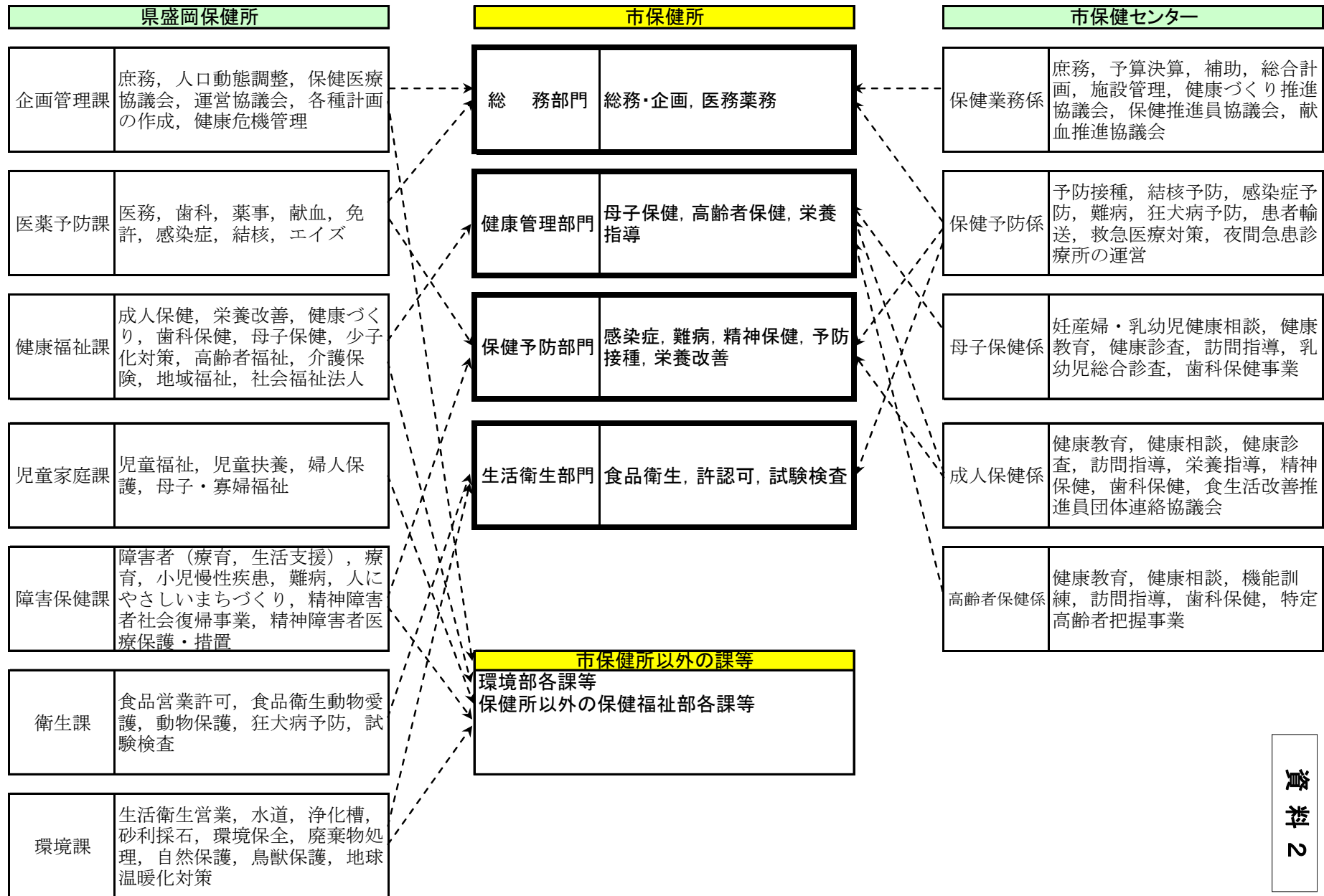
No.	項目	業務内容
1	地域保健	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進, 地域保健医療計画の推進, 医療問題協議会, 健康づくり推進協議会, 保健推進員協議会, 総合相談窓口, 医療に関する相談, 国保盛岡地区協議会保健活動部会
2	地域医療	救急医療対策協議会, 保健医療協議会, 夜間急患診療所運営協議会, 初期救急医療, 二次救急医療, 病診連携推進, かかりつけ医定着
3	統計・情報収集	調査研究, 人材確保対策, 人口動態調査, 母体保護統計, 病院報告, 地域保健・老人保健事業報告, 衛生行政報告例等の統計, 国民生活基礎調査, 保健福祉動向調査, 国立社会保障・人口問題研究所調査, 医療従事者調査(医・歯・薬, 保助看・歯衛・歯技), 保健・医療・福祉の情報等の収集・分析・提供, 医療施設調査(動態・静態), 患者調査, 受療行動調査, 介護サービス施設・事業所調査
4	免許	保健医療関係従事者の免許証の交付等
5	人材育成(研修)	保健師・看護学生実習指導, 歯・医学生実習指導, 栄養士・歯科衛生士等学生実習指導
6	献血	献血推進協議会, 献血思想の普及, 献血組織の育成, 献血受入体制の整備促進, 献血の実施, 献血協力団体との連携, 献血協力団体の表彰, 大学・高校・各種学校における献血の推進
7	母子保健	母子保健運営協議会, 身体障害児育成医療給付, 未熟児養育医療給付, 小児慢性特定疾患治療研究, 小児慢性特定疾患医療給付, 小児慢性特定疾患児手帳の交付, 未熟児対策, 長期療養児支援, 先天性代謝異常検査, 母乳中ダイオキシン類濃度調査, 神経芽細胞腫検査, 思春期相談, 性に関するこころの悩み相談, 性に関する正しい知識の普及啓発, 遺伝相談, 電話相談(ママの安心テレホン), 妊産婦健康相談, 母子健康手帳の交付, 母親教室(もりママもりパンパ3日間コース, 1日コース), 新生児訪問指導, 妊産婦訪問指導, 妊婦健康診査, 出産前小児保健指導, 乳幼児健康診査(1~2か月, 3~4か月, 6~7か月, 9~10か月, 1歳) 1歳6か月児健康診査, 2歳児健康診査, 3歳児健康診査, 幼児休日健康診査, 乳幼児総合診査(もりっこ健診), 乳幼児総合診査運営委員会, 乳幼児総合診査常任委員会, 親子教室, 早期療育ネットワーク連絡会, 子育て相談, ちびっこ相談, すくすく学級, 母子栄養食品支給, もりおか子育てぶっく発行, 胆道閉鎖症スクリーニング検査, 訪問指導, 生涯を通じた女性の健康支援事業, 育児サークル支援, 児童虐待防止事業
8	成人保健	健康相談(地区・定期), 健康教育(集団・個別), 病態別栄養教室, 健康アップ教室, 健康度評価事業, 健康づくりのつどい, 電話相談, 基本健康診査, 訪問診査(介護家族を含む), 各種がん検診(胃, 子宮, 乳房, 肺, 大腸, 前立腺), 骨粗しょう症予防検診, 女性健康診査, 肝炎ウイルス検診, もの忘れ検診, 検診精度管理, 健康手帳の交付, 訪問指導

No.	項目	業務内容
9	健康づくり	健康いわて21プラン, もりおか健康21プラン, 健康づくり行動計画の推進
10	高齢者保健	機能訓練(通所・訪問), 健康教育, 健康相談, 訪問指導(ひとり暮らし, 高齢夫婦等), 電話相談
11	難病	難病患者地域支援対策推進(難病医療相談, 在宅療養相談, 訪問相談事業, 難病患者支援ネットワーク会議, 在宅療養支援計画策定評価事業, 患者・家族会の育成支援), 難病患者等居宅生活支援, 短期入所, 日常生活用具給付事業
12	栄養・食環境整備	特定給食施設等指導, 管理栄養士必置施設の指定, 給食施設従事者講習会, 国民健康・栄養調査, 専門的栄養指導, 栄養関係表彰, 特別用途食品申請・指導・相談, 栄養表示の相談・指導, 栄養士・調理師養成施設申請・届出, 栄養関係施設連携, 「食事バランスガイド」及び「健康づくりのための食生活指針」等の啓発普及, 外食料理の栄養成分表示の推進, 病態別栄養教室, 食生活改善推進員養成教室, 食生活改善推進員活動支援, 婦人の健康づくり事業(ヘルシークッキング教室), 妊婦の栄養指導(母親教室), 離乳食指導(すくすく学級) 幼児期の栄養指導(幼児健診) 成人栄養指導, 訪問指導
13	歯科保健	歯科保健推進協議会, 歯科保健普及啓発, イー歯トープ8020運動推進事業, よい歯のコンクール, 在宅要介護者歯科保健事業, 在宅要介護者歯科保健事業運営協議会, 妊産婦歯科健康診査, 成人歯科健康診査, 幼児歯科健診事業(1歳, 1歳6ヶ月, 2歳, 3歳, 5歳, シーラント予防充填) 歯科相談, 歯科健康教育, 歯科疾患実態調査
14	移植窓口	骨髄バンク, 臓器移植関連窓口
15	精神保健	精神保健福祉推進協議会, 精神科救急医療システム連絡調整委員会, 精神保健福祉相談, 社会復帰相談指導, 社会復帰施設等指導監査, 精神病院実地審査・実地指導, 社会適応訓練, 生活訓練事業(デイケア), 精神障害者家族会育成, 当事者会の育成, 社会参加促進事業, 自立支援医療, 精神障害者保健福祉手帳交付, 精神保健の啓発普及, 家族教室, ホームヘルパー派遣事業, 短期入所事業, 地域生活援助事業, 小規模作業所運営費補助, ケアマネージメント, 訪問指導, 電話相談, 精神保健福祉に関する調査・研究
16	結核	結核の診査に関する協議会, 患者・患者家族指導, 結核登録患者管理, 患者管理検診, 家族検診, 接触者検診, 結核医療費公費負担, 定期病状調査, 結核発生動向調査, BCG接種, 定期検診(65歳以上)
17	感染症	性感染症・エイズ相談及び検査, 性感染症・エイズ感染予防知識の普及・啓発, 感染症予防知識の普及・啓発, ウイルス性肝炎相談・検査, 感染症対策, 感染症発生動向調査, 感染症診査協議会, 予防接種, 予防接種事故調査委員会, 予防啓発, 予防接種券交付(赤ちゃん手帳), 予防接種依頼書及び済証の交付, 予防接種台帳の管理, 健康被害の救済給付
18	試験検査	感染症病原体検査, 検体検査, 生理機能検査

(2) 対物保健業務

No.	項目	業務内容
1	医事	医療施設の各法に伴う届出・許認可, 医療監視の実施, 医療相談, 医務関係事務処理状況報告
2	薬事	薬事法による一般販売業・特例販売業の許可・監視・指導・処分, 毒物及び劇物取締法による販売業の登録・監視・指導・処分, 温泉法による温泉利用の許可・監視・指導・処分, 有害物質を含有する家庭用品の回収・検査, 毒物劇物の業務上取扱者の届出の受理, 薬物乱用防止対策の推進, 毒物劇物安全対策, 家庭用品安全対策, 薬剤確保対策
3	食品衛生	食品営業許可, 営業施設等の監視・指導, 営業者等からの報告・徴収, 営業者施設等の立入検査, 食品及び食品添加物の器具等の収去, 営業停止等の行政処分, 食品関係営業者等及び消費者への衛生教育, 食中毒対策, 食品衛生講習会の実施, 総合衛生管理製造過程に係る助言・監視, 総合衛生管理製造過程承認事務の調整, 給食施設の監視指導, 不良食品・違反施設・無許可営業等の通報・調整, 収去計画, 収去事務の集計, 監視結果の集計・報告, 食品衛生協会の育成指導, 優良施設等の表彰, 食鳥処理業務の許認可・指導・監督, 食鳥検査, と畜検査
4	動物の愛護・保護	犬・ねこ等の適正な飼育指導, 危険な動物の飼養許可・監視・指導, 動物取扱業の登録・指導, 飼えなくなった犬・ねこの引取り・収容, 犬の咬傷事故届の受理及び指導, 動物愛護思想の普及啓発, 野犬の捕獲抑留, 犬の返還, 収容犬の公示, 集合狂犬病予防注射の設営, 処分前の評価, 薬殺, 危険な動物の事故届の受理及び指導, 犬・ねこ等の譲渡, 負傷動物等の収容, 動物愛護推進協議会, 犬の登録, 狂犬病予防注射済票の交付, 犬の所在地等の変更届の受理
5	環境衛生	生活衛生営業施設(理容所・美容所・クリーニング所・旅館・興行場・公衆浴場)の届出・許認可・監視・指導及び立入検査, 建築物における衛生的環境の確保, 衛生害虫等の相談・指導, 特定建築物の届出・監視・指導, 水道施設の監視・指導, 化製場等の衛生確保, ねずみ族・昆虫の駆除, 公衆衛生協議会, 災害時消毒
6	試験検査	食品の細菌検査, 理化学検査, 水質検査, 毒物・劇物の管理, 廃棄物管理, 精度管理

※ 上記の表は, 平成 17 年度において, 岩手県及び本市で実施している保健衛生業務をまとめたものである。



保健所設置に必要な職種

職名	資格及び業務	設置根拠
保健所長	<p>医師であって次のいずれかに該当する技術吏員でなければならない。</p> <p>① 3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者</p> <p>② 国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者</p> <p>③ 厚生労働大臣が前2号と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者</p> <p>ただし、医師をもって充てることが著しく困難な場合、一定の要件を満たす医師でない技術吏員を充てることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健法第10条 ・ 同施行令第4条
栄養指導員	<p>医師又は管理栄養士（業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導を行うこと ・ 特定、多数の者に継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと ・ 上記の業務に付随する業務を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進法第19条
食品衛生監視員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣の登録を受けた養成施設での所定の課程を修了した者 ・ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ・ 大学又は高等専門学校で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者 ・ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者 <p>（業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各営業施設等の臨検、監視又は指導並びに食品の検査及び収去 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法第30条 ・ 同施行令第9条
と畜検査員	<p>獣医師（業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ と畜場等で解体された獣畜の検査 ・ と殺解体の禁止、消毒等の措置、廃棄等の命令及び執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ と畜場法第19条 ・ 同施行令第10条
狂犬病予防員	<p>獣医師（業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の抑留、捕獲、処分及び隔離等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狂犬病予防法第3条

職名	資格及び業務	根拠法令
医療監視員	<p>医療に関する法規及び病院，診療所又は助産所の管理について相当の知識を有する者 (業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院，診療所又は助産所の報告の徴収及び立入り検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第26条 ・同施行規則第41条
薬事監視員	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師，医師，歯科医師又は獣医師 ・大学又は高等専門学校で薬学，医学，歯学，獣医学，理学又は工学に関する専門の課程を修了した者であって，薬事監視について十分な知識経験を有する者 ・1年以上薬事に関する行政事務に従事した者であって，薬事監視について十分な知識経験を有する者 <p>(業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品販売業の報告・徴収及び立入り検査等並びに違反医薬品等の廃棄・回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法第77条 ・同施行令第68条
食鳥検査員	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視員 ・と畜検査員 ・狂犬病予防員 ・環境衛生監視員である獣医師 <p>(業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥検査，廃棄，立入り検査及び収去 	<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第39条 ・同施行令第25条 ・同施行規則第48条
環境衛生監視員	<ul style="list-style-type: none"> ・医師，歯科医師，薬剤師又は獣医師 ・大学又は高等専門学校で医学，歯学，薬学，獣医学，水産学，農学，工学，理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業した者 ・国立公衆衛生院で環境衛生学科，衛生工学科，化学検査学科若しくは細菌検査学科又はこれらに相当する課程を修了した者 <p>(業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生営業の立入り検査等 	<p>厚生省通知（S42.1.11環衛第7003号）</p> <p>理容師法，美容師法，興行場法，旅館業法，公衆浴場法，クリーニング業法，化製場等に関する法律，建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p>

職名	資格及び業務	根拠法令
精神保健福祉相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士 ・大学で社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識・経験を有する者 ・医師 ・厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師で、精神保健及び精神障害者に関する福祉の経験を有する者 ・上記に準ずる者で、精神保健福祉相談員として必要な知識・経験を有する者（業務） ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条 ・同施行令第12条
国民健康・栄養調査員	<ul style="list-style-type: none"> ・医師，管理栄養士，保健師その他の者のうちから任命（業務） ・国民健康・栄養調査の指揮等 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法第12条 ・同施行規則第3条
家庭用品衛生監視員	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視員 ・薬事監視員 ・医師，歯科医師，薬剤師又は獣医師 ・大学又は高等専門学校で医学，歯学，薬学，獣医学，農学，水産学，理学，工学，保健学，衛生学又は家政学の課程を修めて卒業した者 ・厚生労働大臣の指定した家庭用品衛生監視員の養成施設で，所定の課程を修了した者（業務） ・有害物質を含有する家庭用品の販売・製造施設等への立入り検査，報告の徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条 ・同施行規則第3条
毒物劇物監視員	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者（業務） ・毒物及び劇物の製造所，営業所等の立入り検査・収去 	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第17条